主 本件控訴はこれを棄却する。 理 由

本件控訴趣意は末尾添附の書面記載の通りでこれに対する当裁判所の判断は次のようである。

論旨第一点について

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)